

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
1	H30.6.19	H30.7.2	平成27基準年度鑑定評価書（標準宅地番号12-080、12-183） 平成30基準年度鑑定評価書（標準宅地番号12-280、12-281）	16	1						1	1	1							（1）不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の印影 偽造された場合に、当該不動産鑑定士の財産などを脅かすおそれがあると認められるため。（第7条第4号） （2）鑑定評価額の決定の理由の「地籍及び取引時点」の各記載事項 ・公にすることで、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。（第7条第2号） ・公にすることで、当該法人等の事務運営上の地位が損なわれると認められるため（第7条第3号） ・公にすることで、具体的な地点が特定され、所有者に不利益が生じるおそれがある。これによって、都民の税務行政に対する信頼を損ない事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（第7条第6号）	主税局港都税事務所固定資産評価課	
2	H30.6.20	H30.7.3	平成30基準年度鑑定評価書附属資料（標準宅地番号01-048、04-142、04-147、04-374、04-375）	30	1						1	1				1				取引事例の月率変動率、取引価格、建物等、取引時点、登記原因日、地域的特性、街路条件、交通接近条件、環境条件、接面状況、画地条件、基準容積率、特定道路までの距離、その他の地域等の各項目 ・公にすることで、取引当事者である特定の個人を識別することができるため。（第7条第2号） ・公にすることで、取引当事者である特定の法人の財産情報が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため。（第7条第3号） ・所有者の財産情報が明らかになることで、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれるおそれがあり、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがあるため。（第7条第6号）	主税局港都税事務所固定資産評価課	
3	H30.6.21	H30.7.4	①固定資産税・都市計画税課税事務提要（昭和41年作成）の30頁～31頁、34頁、367頁～386頁、387頁～393頁（別冊1「土地家屋課税台帳整備要領」及び別冊2「土地、家屋名寄帳名字配列順位表」の全頁含む。） ②固定資産税・都市計画税課税事務提要（平成6年作成）の12頁～14頁、16頁、261頁～264頁、265頁～268頁、274頁～275頁、298頁～299頁。	29	1																	主税局資産税部固定資産税課
4	H30.6.27	H30.7.6	平成27基準年度鑑定評価書（標準宅地番号04-116） 平成30基準年度鑑定評価書（標準宅地番号04-116）	8	1						1	1	1								（1）不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の印影 偽造された場合に、当該不動産鑑定士の財産などを脅かすおそれがあると認められるため。（第7条第4号） （2）鑑定評価額の決定の理由の「地籍及び取引時点」の各記載事項 ・公にすることで、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。（第7条第2号） ・公にすることで、当該法人等の事務運営上の地位が損なわれると認められるため（第7条第3号） ・公にすることで、具体的な地点が特定され、所有者に不利益が生じるおそれがある。これによって、都民の税務行政に対する信頼を損ない事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（第7条第6号）	主税局千代田都税事務所固定資産税課
5	H30.6.27	H30.7.9	平成27基準年度鑑定評価書（標準宅地番号13-002、15-142） 平成30基準年度鑑定評価書（標準宅地番号13-150、15-140、15-142、15-143） 及び補足資料	60	1						1	1	1								（1）不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の印影 偽造された場合に、当該不動産鑑定士の財産などを脅かすおそれがあると認められるため。（第7条第4号） （2）鑑定評価額の決定の理由の「地籍及び取引時点」の各記載事項 ・公にすることで、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。（第7条第2号） ・公にすることで、当該法人等の事務運営上の地位が損なわれると認められるため（第7条第3号） ・公にすることで、具体的な地点が特定され、所有者に不利益が生じるおそれがある。これによって、都民の税務行政に対する信頼を損ない事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（第7条第6号） （3）取引事例の月率変動率、取引価格、建物等、取引時点、登記原因日、地域的特性、街路条件、交通接近条件、環境条件、接面状況、画地条件、基準容積率、特定道路までの距離、その他の地域等の各項目 ・公にすることで、取引当事者である特定の個人を識別することができるため。（第7条第2号） ・公にすることで、取引当事者である特定の法人の財産情報が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため。（第7条第3号） ・所有者の財産情報が明らかになることで、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれるおそれがあり、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがあるため。（第7条第6号）	主税局葛飾都税事務所固定資産評価課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
6	H30. 6. 7	H30. 7. 11	都で物件番号を紙の家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に付番するようになった経緯が記載されている資料					1											請求内容に係る公文書は実施機関で保管しておらず、存在しない。	主税局資産税部固定資産課
7	H30. 7. 19	H30. 7. 26	平成27基準年度鑑定評価書（標準宅地番号13-002、15-142） 平成30基準年度鑑定評価書（標準宅地番号13-150、15-140、15-142、15-143） 及び補足資料	21		1					1	1	1					1	(1) 不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の印影 偽造された場合に、当該不動産鑑定士の財産などを脅かすおそれがあると認められるため。(第7条第4号) (2) 鑑定評価額の決定の理由の「地積及び取引時点」の各記載事項 ・公にすることで、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。(第7条第2号) ・公にすることで、当該法人等の事務運営上の地位が損なわれると認められるため(第7条第3号) ・公にすることで、具体的な地点が特定され、所有者に不利益が生じるおそれがある。これによって、都民の税務行政に対する信頼を損ない事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(第7条第6号)	主税局渋谷都税事務所固定資産評価課
8	H30. 7. 25	H30. 7. 31	平成27基準年度鑑定評価書（標準宅地番号03-006、03-007） 平成30基準年度鑑定評価書（標準宅地番号03-006、03-007） 総区分図、路線価等算出表（路線番号055001-002-0、006001-024-0、055001-001-0のみ）、航空写真	25		1					1	1	1					1	(1) 不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の印影 偽造された場合に、当該不動産鑑定士の財産などを脅かすおそれがあると認められるため。(第7条第4号) (2) 鑑定評価額の決定の理由の「地積及び取引時点」の各記載事項 ・公にすることで、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。(第7条第2号) ・公にすることで、当該法人等の事務運営上の地位が損なわれると認められるため(第7条第3号) ・公にすることで、具体的な地点が特定され、所有者に不利益が生じるおそれがある。これによって、都民の税務行政に対する信頼を損ない事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(第7条第6号)	主税局千代田都税事務所固定資産評価課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。